解散公告（第三回）

当組合支部は平成二十七年六月一日をもって解散したので、当組合支部に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年七月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年七月八日

神奈川県川崎市中原区下沼部一七五三番地
NEC玉川事業場内
ルネサスエレクトロニクス労働組合玉川・相模原支部
代表清算人　松浦　和良

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年六月十八日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年七月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年七月八日

横浜市神奈川区松本町一丁目一番地
アルプスビル管理組合法人
清算人　小林　壽郷

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年六月十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年六月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年七月八日

大阪市中央区備後町一丁目四番八号
西日本製本印刷物加工業厚生年金基金
代表清算人　玄田　恭三

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年四月三十日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年七月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年七月八日

熊本県山鹿市山鹿四九四―七
医療法人社団敬蓉会
清算人　栗田美智子

第六十七期決算公告

（平成二十七年三月三十一日現在）

単位・千円

貸借対照表

資産の部

流動資産	二、八二五、三三八
固定資産	六七六、五九一
合計	三、五〇一、九二九

負債及び純資産の部

流動負債	一、七九九、二八七
固定負債	七一七、六七六
株主資本	九八四、九六五
資本金	五〇、〇〇〇
利益剰余金	九三四、九六五
利益準備金	一二、五〇〇
その他利益剰余金	九二二、四六五
（うち当期純利益）	（四四、六七八）
合計	三、五〇一、九二九

平成二十七年六月十二日

東京都港区西麻布三丁目二番一〇号
永興電機工業株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県釜石市箱崎町第五地割二四番地、最後の住所岩手県釜石市大字平田第五地割八四番地五　釜石市平田第六仮設団地三七―六号室　被相続人　亡　金野　正由

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月八日

事務所岩手県遠野市東穀町八番一三号　遠野ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大沼　宗範

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市千秋中島町五五〇番地、最後の住所秋田県秋田市将軍野桂町八番一一号　被相続人　亡　佐々木一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月八日

秋田県秋田市山王七丁目七番一号
弁護士法人廣嶋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柴田　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍桐生市境野町七丁目一七八六番地三〇、最後の住所群馬県桐生市境野町七丁目一七八六番地の三〇　被相続人　亡　今泉　長重

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月八日

群馬県伊勢崎市境米岡一八二番地二
相続財産管理人　弁護士　隅谷　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市富浦町南無谷一八九八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　加藤　長治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月八日

千葉県南房総市富浦町原岡九六四番地一
相続財産管理人　堀川　貢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県東金市田間四六六番地七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松田　孝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月八日

事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号　建設会館ビル一階　プライム法律事務所
相続財産管理人　弁護士　金城未来彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵野市西久保一丁目二五四番地、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一九番二三号　被相続人　亡　小野山隆也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月八日

東京都日野市日野本町三―一四―一八谷井ビル四階日野市民法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木村　真実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県安房郡鋸南町保田五七四番地、最後の住所東京都町田市山崎町二二〇〇番地山崎団地三―九―一〇一　被相続人　亡　川﨑　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月八日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三七番七号テミスビル一階高木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　高木　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区西尾久四丁目七一一番地、最後の住所東京都荒川区西尾久一丁目三番五号　被相続人　亡　山根　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月八日

東京都港区愛宕一―三―四愛宕東洋ビル五階芝綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　工藤　英知

第39期決算公告

平成27年6月2日
宮城県黒川郡富谷町成田九丁目2番地3
株式会社ジョイフル
代表取締役　古澤　丈男

貸借対照表の要旨（平成27年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,755,742
	固定資産	389,339
	合計	2,145,082
負債及び純資産の部	流動負債	1,607,250
	固定負債	17,800
	株主資本	517,936
	資本金	72,000
	利益剰余金	445,936
	その他利益剰余金	445,936
	（うち当期純利益）	（100,955）
	評価・換算差額等	2,094
	合計	2,145,082